

# 社会福祉法人拓心会 役員等報酬規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人拓心会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

## (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役員とは、理事及び監事をいう。

(2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び常勤監事という。

(3) 非常勤役員とは、役員等のうち、常勤役員以外の者をいう。

(4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。

(5) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。

(6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の軽費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

## (報酬の支給)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲で報酬を支給することができる。

3 常勤理事で職員としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。

ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席した場合は、報酬を支給する。

## (理事会及び評議員会の出席報酬等)

第4条 理事長及び業務執行理事並びに理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第5条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(理事長等の勤務報酬等)

第5条 理事長等が理事会及び評議員会出席以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 常務理事が理事会出席以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 理事が理事会出席以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の報酬等)

第6条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、同日にあわせて法人の監事業務を行った場合であっても、第2項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 監事が理事会及び評議員会に出席以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(費用弁償)

第7条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は通勤費支給基準に準ずる。

3 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

4 旅費は、実費を支給する。

5 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

6 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

(兼務役員)

第8条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職員に限り、この規程を適用することができる。

(報酬等の支給日)

第9条 報酬は、毎月10日に支払うものとする。なお、支給日が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日に支払うものとする。

(公表)

第10条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員の決議によって行う。

(補足)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表 1 (出席報酬日額)

名 称	職 務	報 酬	実費弁償費
理事会出席報酬等	理 事	8,000 円	2,000 円
	監 事	8,000 円	2,000 円
評議員会出席報酬等	評 議 員	8,000 円	2,000 円
	理 事 長	5,000 円	2,000 円
	理 事	5,000 円	2,000 円

別表 2 (勤務報酬等)

名 称	報 酬	実費弁償費	備 考
理事長等業務報酬等 (日額)	10,000 円	円	
理事長等業務報酬等 (月額) 週 30 時間以上	200,000 円	円	
常務理事業務報酬等 (日額)	8,000 円	円	職員との兼務 がない場合
常務理事業務報酬等 (月額) 週 30 時間以上	150,000 円	円	

別表 3 (出張旅費等)

旅 費	宿 泊 費	日 当	その他
実 費	実費 (~20,000 円)	3,000 円	実 費

# 役 員 報 酬 規 程

社会福祉法人拓心会